

## 青森県原子力防災対策検討委員会設置要綱

### (目的)

第1 東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、県地域防災計画（原子力編）の見直しに向けて、原子力防災対策上の課題や今後の見直しの方向性等を検討するため、青森県原子力防災対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 防護区域の拡大への対応
- (2) 事態の長期化への対応
- (3) 影響が広範に及ぶことへの対応
- (4) その他原子力防災等に関し必要な事項

### (構成)

第3 委員会は、10名程度の委員をもって構成し、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員は、知事が委嘱する。
- 4 委員の任期は平成24年3月31日までとする。

### (会議)

第4 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会の議事運営は、委員長が行う。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が会議に出席できないときは、副委員長が委員長の職務を代理する。
- 4 知事は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5 委員会に係る庶務は、環境生活部原子力安全対策課において処理する。

### (その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。